1 件名

国際会議開催に係る CO2 排出量測定ツール制作業務委託

2 目的

近年、国際会議開催にあたって SDGs への貢献が求められることを受け、国際会議主催者による CO_2 排出削減等の取組を促す CO_2 排出量測定ツール(ウェブサイト)を開発し、誘致・開催時に活用することにより、持続可能な国際会議開催都市としての競争力を強化する。

3 履行期間

令和4年5月25日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)の指定する場所

5 事業実施スケジュール(目途)

スケジュールは以下を想定しているが、具体的な日程は財団と相談の上決定すること。

(令和4年) 5月~6月 ベンチマーク調査の実施

6月末 ベンチマーク調査報告書の提出

7月~9月 測定ツールの策定・ユーザーマニュアル作成

10月~12月 測定ツール検証・最終調整

(令和5年) 1月 測定ツール・サイト設計書等の完成・ウェブ公開

2月末 データ納品

6. 委託内容

6-1 事業計画

履行にあたり、事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。また、受託者は進捗状況について月に一度以上財団へ報告すること。

6-2 国際会議開催時 CO₂ 排出量に関するベンチマーク調査

国際会議開催時の CO_2 排出量に関するベンチマーク調査を以下の通り行い、測定ツールの制作に役立てること。

(1) 調査内容

国内外の都市や会議施設、宿泊施設等が実施している CO₂ 排出量の測定ツール及びカーボンオフセット等の仕組みや活用事例を調査すること。

(2) 調査対象

海外3都市、国内2都市程度を対象とすること。

(3)報告書

調査内容の経緯及び結果を記載した報告書を作成すること。

6-3 国際会議開催時に活用可能な CO₂ 排出量測定ツールの開発

(1) 測定ツールの開発

ベンチマーク調査により集めた事例等を参考に、 CO_2 排出量の測定ツールを以下の通り開発すること。

- ・国際会議主催者等が情報を入力することにより、国際会議等の開催により生じる CO_2 排出量を可視化できるようにすること。
- ・自動計算機能を取り入れるなど国際会議開催時に主催者が気軽に取り入れることのできるように工夫すること。
- ・必要に応じて、国内外の既存の枠組み・測定ツール等も参考にすること。
- (2) 利用対象者

国内外の国際会議主催者 等

(3) 開発にあたっての検証及び監修

ワーキンググループ・個別ヒアリング等により、専門家による測定ツール案の検証及び監修を 行うこと。専門家は、以下のいずれかの要件を満たす人物を2名以上選定すること。当該専門 家への委託料(監修費)も本委託料に含むこととする。

- ① CO₂排出量測定ツール開発等に関わった実績がある
- ② CO₂排出量の測定及び国際会議の両方に係る十分な見地を有している

6-4 ウェブサイトの制作

開発した CO₂ 排出量測定ツールを公開するウェブサイトを制作し、管理運営すること。

なお、制作したウェブサイトは、財団ウェブサイト(Business Events Tokyo)へのリンク貼付により周知する予定。

(1)制作言語

英語、日本語

- (2) デザイン・構成イメージ
 - ・時間に限りのある国際会議主催者にとって分かりやすい、ユーザーフレンドリーな構成 にすること。
 - ・レスポンシブデザインとすること。
 - ・Business Events Tokyo のイメージとリンクしたものとすること。
- (3) 掲載コンテンツ
 - ① CO₂排出量の自動計算機能
 - ・限定的な情報を入れることで国際会議開催時に排出される CO_2 が把握できる機能とすること。
 - ・情報入力を中断しても、測定を継続できるようにすること。
 - ・測定レポートをアウトプットできる機能をつけること。
 - ・測定にあたり、該当する国際会議名・会期等の情報や利用実績が保存できること。なお、実装にあたっては個人情報保護に留意すること。

・ウェブサイトの参考(デンバーの例):

https://www.denver.org/meetings/denver-info/sustainable-meetings/event-travel-carbon-calculator/

② ユーザーマニュアル (日本語・英語) 主催者が測定ツールを使うにあたって必要な情報や用語集、機能の説明。

③ ロゴ等の掲載

ツール、運用マニュアル等に、必要に応じ、以下のロゴ等を掲載すること。 なお、ロゴデータは財団より別途提供する。

- ・財団のロゴ2種類及び東京都のロゴ
- ➤ *BUSINESS EVENTS TOKYO ロゴ
- ➤ Tokyo Convention & Visitors Bureau 文字ロゴ
- ➤ TokyoTokyo □ ⊐

*BUSINESS EVENTS TOKYO: 財団コンベンション事業部を表す英語名称

(4)校正

ツール内文言の校正を綿密に行うこと。文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についても チェックすることとし、誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

(5) コーディング

国内外のあらゆるブラウザでおおよそ同じ見え方になるように、HTML コーディング作業を行うこと。

- (6) ウェブサイトの管理運営
 - ① 管理運営に関すること

以下のア~ウの条件を踏まえてサイトを制作し、管理運営すること。

ア サーバー等の運用管理

ウェブサイトは、受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は当該 ウェブサイト運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。ドメイン名については、財団と協議の上新たなドメイン を設定する。

イ テストサイト (ミラーサイト) の設置

更新内容や新規制作ページの公開前に、財団が事前確認するためのテストサイト(ミラーサイト)を受託者にて設置すること。

- ウ セキュリティ対策
- ・サイトオープン以降毎月アクセス解析を行い、書面で財団に報告すること。
- ・悪意のある第三者からの攻撃を受けた場合に即時対応できるセキュリティ対策を図って おくこと。
- ・適切なGDPR対応手法を提案し実装すること。
- 工 定期報告

サイトオープン以降、毎月利用実績等を報告すること。項目は財団と協議して決めること。

② 契約満了に伴う引継ぎ

契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作すると共に、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

③ その他

上記以外にも、事業目的に鑑みて効果的な内容があれば提案し、財団と協議の上実施すること。

7 納品

(1) 成果物

測定ツールウェブサイト構成に必要なデーター式

- ア HTML ウェブサイト
- イ 制作に伴い受託者が購入及び使用した画像データ
- ウ その他ウェブサイトを構成するために必要なデータ
- エ ウェブサイトの運用管理に必要な全ての情報をまとめた書面 (内容:サイト設計書、システム仕様設計書、データベース構成図及び機器、セキュリティ 対策、財団が運用するにあたり必要なマニュアル 等)
- (2)納期

令和5年2月28日

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、第8項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第8項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全 責任を負って管理するものとする。

10 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11 個人情報の保護等

(1) 「公益財団

法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法

人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙「電子情報処理業務に 係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために財団が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

- ① 本事業の同アカウント及びサイトを通じて得たもので申請、問い合わせ及びログインされた ユーザーの氏名/連絡先/メールアドレス など
- ② 当財団職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名/メールアドレス など
- ③ また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も同システム に格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり第8項により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者において も、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙「電子情報処理業務に係る標準特 記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者(あるい は今後取得予定である事業者)であることが望ましい。
 - ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の認定するプライバシーマークと同程度の 認証書類

12 支払方法

受託者への支払いは、原則として、委託完了届による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

13 その他

- (1) 財団が必要あると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (2) 本委託契約は、本事業の継続が見込まれ、かつ、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、最長3年を単位として、最大2回まで本契約を更新することができる。 なお、更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。契約更新にあたっては、該当年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に 可決・成立するとともに、財団収支予算が財団評議員会で承認された場合において、確定するものとする。
- (3) 本委託に関するデータ類は、本事業の目的以外に使用してはならない。また、委託業務の過程で知り得た情報等については、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては財団と協議の上行うこと。
- (4) 受託者は業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- (5) 受託者は、財団との間で必要に応じて打合せを行い、本委託のスムーズな運用に努めること。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。

以上

連絡先 公益財団法人東京観光財団

コンベンション事業部 山本、鈴木(里)

電話: 03-5579-2684 FAX: 03-5579-2685